第百十三条第二項	金融機関等が	金融機関等が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第百十三条第二項第四号ロ	記載された	記載された法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第百十三条第二項第五号	その他	その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第百十四条	金融庁長官は、	金融庁長官は、法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
	前条第二項第一号に掲げる書類（	前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十五第二項において準用する
第百十五条	内閣総理大臣が	内閣総理大臣が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する

［節を加える。］

第二節　共同化措置実施計画の認定等

（共同システム）

第百十五条の五　法第三十四条の十六第一項に規定する金融機関等の業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものは、三以上の金融機関等グループ（金融機関等（銀行等を子会社（銀行法第二条第八項、長期信用銀行法第十三条の二第二項、信用金庫法第三十二条第六項、協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、労働金庫法第三十二条第五項、農林中央金庫法第二十四条第四項、農業協同組合法第十一条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としているものであって、他の金融機関等の子会社でないものに限る。）及びその子会社である銀行等の集団をいう。以下この条において同じ。）及び金融機関等（金融機関等グループに属するものを除く。）が金融機関等の業務（銀行法第十条第一項に掲げる業務をいい、当該金融機関等が銀行以外の金融機関等である場合にあっては、当該金融機関等が長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、農林中央金庫法、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定により行うことができる業務であって、同項に掲げる業務に相当するものをいう。第百十五条の七第三号、第百十五条の十一第二号並びに第百十五条の十二第一号及び第二号において同じ。）を合理化するために共同して利用する情報処理システム（以下「共同システム」という。）とする。

（共同化措置）

第百十五条の六　法第三十四条の十六第一項に規定する情報処理システムの設計又は開発として主務省令で定めるものは、次に掲げるもの（基幹的な情報処理システム（共同システムに該当するものに限る。）の設計又は開発を含むものに限る。）とする。

一　新たに整備する共同システムの設計又は開発

二　金融機関等による共同システムの新たな利用に係る当該共同システムの設計又は開発